

## 第25期第29回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和7年12月19日(金)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 相原和彦、篠貞夫、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、酒井利博、櫻井祐次、篠田政巳、莊埜晃一、田中聖晃、橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計14名
- 4 欠席委員 神田靖仁 計1名
- 5 議 案
- (1) 市民農園の整備運営計画の変更について (第1号)
  - (2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第2～5号)
  - (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第6～12号)
  - (4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第13号)
- 6 報 告
- (1) 令和7年度東京都指導農業士の認定について
  - (2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
  - (3) 生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて
  - (4) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 そ の 他

尾崎義一会長 皆様、おはようございます。第25期第29回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願ひします。

事務局 ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は神田靖仁委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一会長 今回の署名人は、保戸塚武彦委員と宮部光夫委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。  
総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「市民農園の整備運営計画の変更について」です。令和7年11月20日付けで市民農園整備促進法第7条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、練馬区長から市民農園の整備運営計画の変更について協議があった。については、変更内容が同条第3項各号に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、農園の名称・所在、変更内容等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、本件は承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願

	いします。
事務局	議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。 令和7年10月27日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。については、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。 <b>【申請者、土地所有者、所在等について説明】</b> 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、田中聖晃委員お願いします。
田中聖晃委員	11月20日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。こちらの畠では、ブロッコリー、ニンジン、ハクサイ等が作付けされていました。販売については作業所の併設されている店舗での販売とのことです。また、所有者の1割従事も確認できました。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたらお願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、本件は承認とします。
	つぎに16ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。</p> <p>令和7年10月27日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。については、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。</p> <p><b>【申請者、土地所有者、所在等について説明】</b></p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	それでは、田中聖晃委員お願いします。
田中聖晃委員	<p>11月20日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。</p> <p>こちらの畑では、現在は芝が植わっており、将来的には、借主のNPO法人が2月から使用し、露地野菜を無農薬栽培する予定とのことでした。販売先については作業場の併設されている店舗での販売を予定されており、作業については1日5~6名が週5日、半日程度の作業を行っていくということです。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問などございましたらお願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、本件は承認とします。</p> <p>つぎに28ページです。議案第4号です。事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第4号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。</p> <p>令和7年10月28日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。については、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。</p> <p><b>【申請者、土地所有者、所在等について説明】</b></p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	それでは、保戸塚武彦委員お願いします。
保戸塚武彦委員	<p>11月18日に、事務局1名と現地調査に行ってきました</p> <p>現地については、体験農園が25区画ありました。その区画の中にキヤベツ、ブロックリー、ダイコン等が作付けされていました。境界については、公道とブロック塀に囲われており確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問などございましたらお願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、本件は承認とします。</p> <p>つぎに40ページです。議案第5号です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	議案第5号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和7年10月28日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。については、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、保戸塚武彦委員お願いします。

保戸塚武彦委員 11月18日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。こちらの畑は今後、体験農園として作付けができるかの試験栽培をしており、畑の右半分は、現在は耕耘されており作付けがありませんでしたが、夏にはトマト、キュウリ、エダマメ等を作付けしていたとのことです。畑の左半分では、冬野菜として各種のダイコンが作付けされておりました。今後、体験農園として安定的に野菜の作付けができることが確認されたのち、開園することでした。境界については、宅地との間の杭と公道で確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、本件は承認とします。

つぎに52ページです。議案第6号です。事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年11月12日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p><b>【申請者、特例農地等の所在等について説明】</b></p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>それでは、相原和彦委員お願いします。</p>
相原和彦委員	<p>11月12日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。</p> <p>こちらの畑は農地パトロールでも指摘を受けておりましたが、当日もトラクターで耕耘した様子はあるものの、枯草が残っているような状態でした。フェンス際は草が繁茂した状態で、ご本人では処理しづらいことから業者を頼んでいたものの、今回はその作業が間に合わなかつたとのことでした。その他、畑の一部にはサツキや、ウメも1本ありました。現在は特に作付けされていませんでしたが、夏には自家消費用のジャガイモ、トマト、ナス等を作付けしていたとのことです。</p> <p>申請者は足が不自由で、農作業が難しい状況のため、農地の貸借について少しお話したところ、検討してみるとおっしゃっていました。引き続き、お話を聞いていければと思っています。</p> <p>境界については2か所確認できませんでしたが、その他は隣地とのブロックで仕切られおり、隠れてしまっている箇所は、次回までに明示するよう依頼しました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問などございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p>

	<p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、承認とします。</p>
	<p>つぎに54ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年11月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p>【申請者、特例農地等の所在等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	それでは、保戸塚武彦委員お願いします。
保戸塚武彦委員	<p>11月18日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。</p> <p>(1)～(4)の畑は、ネギ、キャベツ、ブロッコリー等、(5)の畑は、ナス、ダイコン、(6)の畑は、キャベツ、ブロッコリー、ダイコン等が作付けされていました。販路に関してはJA直売所とスーパー等に卸しているとのことです。境界については、畑の一部で納税猶予を受けている部分とそうでない部分がはっきりしておりませんでしたので、次回までに明示いただくようお願いしました。その他の境界については、全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問などございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p>

	<p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、承認とします。</p>
	<p>つぎに56ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年11月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p>【申請者、特例農地等の所在等について説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>それでは、保戸塚武彦委員お願いします。</p>
保戸塚武彦委員	<p>11月18日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。</p> <p>(1) の畑は、イモ、ネギ等が作付けされておりました。(2)(3) の畑は、カリフラワー、ラッカセイ、カボチャ等が作付けされておりました。こちらの畑は、夏場忙しかったためか雑草が繁茂していましたため、手入れをお願いしてきました。(4)(5) の畑は、ラッカセイ、ブロッコリー、カリフラワー等が作付けられておりました。境界については、(1) と (4)(5) の畑は、ブロック塀と公道で確認できました。(2)(3) の畑は、生産緑地のうち、納税猶予を受けている部分とそうでない部分の境界が確認できなかったため、次回の調査までに境界を明示するよう依頼しました。その他は問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>

尾崎賀一会長	<p>質問などございましたら、お願ひします。 (発言なし)</p>
	<p>本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり)</p>
	<p>それでは、承認とします。</p>
	<p>つぎに58ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年11月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p>
	<p><b>【申請者、特例農地等の所在等について説明】</b> 事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>それでは、櫻井祐次委員お願ひします。</p>
櫻井祐次委員	<p>11月19日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。 (1)～(3)の畑はビニールハウス1棟があり、露地では、夏にゴーヤ、スイカ、ナス等を作付けし、現在、ナス以外は綺麗に片付けられていました。(4)(5)の畑は、今回の調査対象でない生産緑地と一体としてブルーベリー250本植わっておりますが、今回はそのうち35本が対象範囲となっていました。販路について、ブルーベリーは摘み取りと予約のパック売り、夏野菜は摘み取りのお客さんへの庭先直売を行っているとのことでした。境界については民家との間には柱や杭があり、一部ブロック等と道路との境で確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願ひします。  
(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。  
(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに60ページです。議案第10号および議案第11号は同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。

令和7年11月20日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

続いて、62ページをお願いします。

議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。

令和7年11月20日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、田中聖晃委員お願いします。

田 中 聖 晃 委 員	<p>11月20日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。</p> <p>(1) の部分はミカン4本、キウイ3本、ユズ3本等が植わっていました。(2) の部分はブドウ3本が植わっていました。(3) の部分はハナウメが20本、カキが20本植わっており、サツマイモ、サトイモ、ネギ等が作付けられていました。(4) の部分はブドウが植わっていました。境界については、一部ブロック塀での確認となりましたが、全て確認できました。販路に関しては、庭先直売とのことです。ご夫婦で経営されていますが、旦那さんが体調を崩されており、ブドウの栽培をどうするか検討されているとのことでした。</p> <p>以上問題ないかと思います。よろしくお願ひします。</p>
尾 崎 賀 一 会 長	<p>質問などございましたら、お願ひします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、議案第10号および議案第11号は承認とします。</p>
事 務 局	<p>つぎに64ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第12号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。</p> <p>令和7年12月11日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。</p> <p><b>【申請者、特例農地等の所在などについて説明】</b></p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾 崎 賀 一 会 長	それでは、保戸塚武彦委員お願ひします。

保 戸 塚 武 彦 委 員	<p>12月11日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。</p> <p>こちらの畑にはキウイ、カキ、レモン等の果樹や植木が植わっていました。販路に関しては庭先直売ということで、植木には値札がついておりましたので販売されているものと思われました。ただし、生産緑地の管理がやや煩雑になっていたため、片付けをしていただくよう依頼しました。境界については全て確認できました。その他は特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
尾 崎 賀 一 会 長	<p>質問などございましたら、お願ひします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>本件承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの発言あり)</p> <p>それでは、承認とします。</p>
事 務 局	<p>つぎに66ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第13号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。</p> <p>令和7年11月25日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。</p> <p><b>【申請者、証明対象者等について説明】</b></p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾 崎 賀 一 会 長	それでは、渡邊仁委員お願ひします。
渡 邊 仁 委 員	<p>11月28日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。</p> <p>こちらの畑は8割が植木畑で、主に低木のツツジ、サツキ、ドウダ</p>

ンツツジ等が植えられていました。販売は買いに来た人に直接販売していたとのことでした。また、残りの2割では自家消費の野菜を作付けしていたとのことでした。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに68ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「令和7年度東京都指導農業士の認定について」です。

令和7年度東京都指導農業士の認定について、令和7年11月19日付  
けで、東京都産業労働局農林水産部長から通知があったので、下記  
のとおり報告する。なお、本件は9月の総会で東京都への推薦を決  
定していたもので、その認定通知があったものです。

【指導農業士に認定された方、通知文書について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願ひします。

つぎに70ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。</p> <p>練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。</p> <p><b>【物件地番・地積、所有者等について説明】</b></p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、よろしくお願いします。</p> <p>つぎに72ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて」です。</p> <p>練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。</p> <p><b>【物件地番・地積、所有者等について説明】</b></p> <p>事務局からは以上です。</p>
尾崎賀一会長	<p>質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、よろしくお願いします。</p> <p>つぎに74ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。令和7年11月に届出のあった農地の転用について報告するものです。
	<b>【届出件数、面積等について説明】</b>
	事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。
	1枚目の次第をお願いします。 次は、3その他です。事務局から何かありますか。
事務局	特にありません。
尾崎賀一会長	委員の皆さまから何かありますか。 (発言なし) それでは、以上で第29回練馬区農業委員会総会を終了します。

会長

署名人

署名人